

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第17回）

令和3年6月22日

【金融庁（満永）】 それでは、皆様おそろいでございますので、定刻より若干早うございますが、ただいまから第17回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。本日はお忙しい中、御参加を頂きまして、誠にありがとうございます。本懇談会の事務局を務めております金融庁企画市場局総務課信用機構企画室長の満永でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の懇談会は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、リモートでの開催でございます。皆様、映像ですとか音声は無事届いておりますでしょうか。

まず、リモート開催に当たりまして、留意事項を御説明したいと思います。カメラは常時オンにして頂くと共に、御発言されない間はマイクをミュートの設定にして頂くようお願いいたします。御発言はミュートを解除してからお願いいたします。意見交換の際に御発言を御希望される場合は、オンライン会議システムのチャット上にて全員宛にお名前を御記入頂きたいと思ひます。御発言順は、山本座長の進行に従って頂きまして、御自身のお名前を御発言の上、御意見等を頂きたいと思ひます。

なお、報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、赤澤副大臣の御挨拶までとさせて頂きまして、その後は、別室にてテレビ会議形式で傍聴して頂きたく存じます。

それでは、映像、音声共に問題ないようでございますので、山本座長に以降の進行をお願いいたします。

【山本座長】 皆さん、おはようございます。それでは、開会に当たりまして、赤澤副大臣より御挨拶を頂きたいと思ひます。副大臣、よろしくお願ひいたします。

【赤澤内閣府副大臣】 おはようございます。金融担当の内閣府副大臣の赤澤亮正でございます。山本座長はじめ、構成員の皆様におかれましては、御多忙の中、本懇談会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、これまでの大変有意義な御貢献についても、心から感謝を申し上げる次第です。

本日は、コロナ以降に開催された昨年6月の前々回、また、昨年末12月の前回と同様、リモートでの開催とさせて頂きました。冒頭、第17回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げる次第でございます。

本懇談会は、これまでの多重債務対策の成果を確認しながら、新たな課題などへの対策を含めた、今後取り組むべき施策を検討する場として設置をされ、半年に一度開催されてきたというのは御案内のとおりでございます。

多重債務者をめぐる現状を見ますと、多重債務に陥る人の数が増えている状況にはございません。構成員の皆様、あるいは関係省庁の皆様の御努力が一定の成果を上げていることは間違いないということだと思います。心から敬意を払います。

しかしながら、今後、新型コロナの影響や経済情勢によっては、経済的困難を理由に複数の先から借入れを行い、多重債務に陥る方への警戒が必要でございます。気を緩めることなく、動向を注視し、必要に応じ、新たな取組を進めていく必要があると考えております。

本日は関係省庁から、多重債務に関する相談の概況をはじめ、被害等の事例が報告されている新たなヤミ金の手口への対応のほか、ギャンブル等依存症対策の動向などについて御報告を申し上げます。金融庁としても、各省庁と連携しながら、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

私も内閣府の副大臣として、金融庁のほかにも担務がいろいろありまして、最近、閣議決定しました骨太方針や、成長戦略を取りまとめる経済財政、経済再生を担当したり、新型コロナウイルス感染症対策も担当しております。

資金繰りということで、いわゆるゼロゼロ融資でありますとか、人件費ということで雇用調整助成金といったようなことに兆円単位のお金をかけて、国内の経済を支えてきているところですが、ずっと、新型コロナウイルス感染症の問題が起きて以来、党の中でも私が率先して申し上げて流れをつくってきたつもりなのは、感染拡大防止と社会経済活動の両立は命対経済の問題ではないということです。

御案内のとおり失業率が1%上がると、日本の国では2千人から4千人が自殺するというのは、過去の統計から明らかでありまして、感染拡大防止と社会経済活動の両立は、命対経済の問題ではなくて、命対命の問題であるということでもあります。担当としては、感染死と経済死のいずれも減らさなければならないということを強く思うわけでありまして、ある統計によれば、今申し上げたとおり、日本の失業率と自殺者は非常にリンクが濃いということでありまして、国民の命と暮らしを守るという政策遂行が重要で、最優先でコロナを収束させた後、病床逼迫のおそれがなくなれば最大限経済を回すというオペレーションをやってまいります。

そんな中でありますが、御案内のとおり、ゼロゼロ融資が本当に積み上がっている状況で

あります。どこかで本気で出口を考えなければならない。その中でも特に、一番つらい負の側面として、多重債務対策というのは重要性を非常に増してくるだろうと思いますので、こうした時にこそ、その重要性が高まってくるものだと、こういうふうに強く感じております。

結びになりますが、多重債務問題をめぐる環境は、申し上げたように新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済情勢や、また、そういった国民が苦しんでいるときに、弱っている人に新たな手口で何か仕掛けるような、そういう輩も登場してくるわけでありますので、皆様にも、変化に応じた臨機応変の対応で、国民あるいは経済を守るということをやって頂きたいと強くお願いをしておくものでございます。

以上を踏まえて、本日の専門家の皆様の御知見をお借りできればと考えておりますので、ぜひこれまでどおり、忌憚のない御意見を賜ればと存じる次第でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

【山本座長】 赤澤副大臣、ありがとうございました。

なお、赤澤副大臣は他の御公務のため、ここで退席をされます。ありがとうございました。

(赤澤内閣府副大臣退室)

【金融庁(満永)】 では、山本座長、進行をよろしくお願いたします。

【山本座長】 なお、この懇談会につきましては、記者以外の方々も含め、動画や静止画の撮影や録音は禁止させて頂きたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から構成員の出欠と配付資料についての説明をお願いいたします。

【金融庁(満永)】 構成員の御出欠の状況でございます。本日は浜田構成員におかれましては御都合により御欠席となっております。

次に、本日の資料につきましては、構成員の皆様にはあらかじめメールにて送付させて頂いております。不具合はございませんでしょうか。

なお、資料の御説明や御質問の際には、資料の何ページという形で、資料のどの部分についての御発言か分かるように御配慮を頂ければ、ありがたく存じます。

事務局からは以上でございます。

【山本座長】 それでは、今画面共有されておりますけれども、議事次第に沿って、議事を進行させて頂きます。

本日は、この後、議事次第3、多重債務者対策をめぐり現状及び施策の動向について、関

係省庁から、それぞれの取組みにつき御報告をして頂きたいと思います。

それに続きまして、議事次第の4、意見交換において、本日は、今井構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員からそれぞれ御提出頂いた資料がございますので、それぞれの資料に沿って御報告をして頂きたいと思います。

その後、関係省庁からの報告、構成員からの御報告に対する質疑応答も含め、意見交換の時間を設けたいと思います。おおむね12時頃の終了を予定しておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事次第の3、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向に入ります。資料1、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向につきまして、まず、金融庁から御報告をお願いいたします。

【金融庁（満永）】 それでは、資料1-1、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向につきまして、御説明いたします。この資料につきましては、金融庁のほか、消費者庁や厚生労働省、法務省からデータを提出して頂きまして、まとめております。

1ページを御覧頂きたいと思います。こちらは無担保無保証借入残高がある人数、貸金業利用者1人当たりの残高金額の推移をお示ししております。多重債務者数につきましては、従来から5件以上の無担保無保証借入残高がある人数を指標といたしまして、フォローアップを行っております。この推移を見ますと、直近の2020年度は約9万人であり、昨年度から約1万人減少しております。また、3件以上の無担保無保証借入残高のある人数につきましては、2020年度は114万人となっており、昨年度から約8万人減少しております。貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の2020年度は53万9千円となっておりまして、ここ数年ほぼ横ばいとなっております。これらの推移から、直近では、新型コロナウイルス感染症による顕著な増減は見られないと考えられますが、今後これらがどう推移していくか、しっかり見ていく必要があると考えております。

続きまして、2ページ目でございます。1ページ目の関連といたしまして、月別で残高や人数の推移を示したものでございます。こちらは御参考で御覧頂ければと思います。

続きまして、3ページを御覧頂きたいと思います。こちらも御参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の結果概要をお示ししております。今回の調査では、昨年の調査結果と比べまして、乖離が出ている項目は一部ございますが、昨年までと調査会社が変わったこともございまして、結果については、ある程度幅を持って見る必要があるであろうと考えているところでございます。このため、今後の調査方法などは引き続き検討してま

いりたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧頂きたいと思います。財務局などに寄せられた多重債務に関する相談の概況を、2020年と2019年で比較しております。上の段の2020年のグラフを見ますと、緊急事態宣言が発令された4月以降、特に5月を中心に減少しております。全体の数といたしましても、2020年は2019年に比べて250件ほど減少しております。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、相談者の借金をしたきっかけを、2020年と2019年で比較しております。上の段の左側の棒グラフの一番上を御覧頂きたいと思います。「低収入・収入の減少」を見ますと、2019年に比べて、1割程度増加しております。また、2020年につきましては、回答項目に「新型コロナウイルス感染症の影響」を追加しており、当該項目については462件の回答があったところでございます。相談者への対応につきましては、相談者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関につなぐなど、問題解決に向けた対応に取り組んでいるところでございます。

続きまして、6ページを御覧頂きたいと思います。こちらは、地方自治体に寄せられた相談の概況をお示ししております。地方自治体におきましても、2020年は緊急事態宣言以後5月を中心に減少いたしまして、その後は、上下しつつも大きな動きは見られない状況を示しております。

他方ですが、相談件数を1都道府県、1市町村当たりで見ますと、都道府県では若干増加し、市町村で若干減少の傾向が見られます。

7ページを御覧頂きたいと思います。こちらは相談者が借金をしたきっかけを比較しております。こちらにおきましても、2020年は「低収入・収入の減少」が若干増加しております。また、2020年につきましては、回答項目に「新型コロナウイルス感染症の影響」を追加しており、比較的多い回答状況になっております。地方自治体におきましても、必要に応じて関係機関につなぐなど、問題の解決に向けた対応に取り組んで頂いている状況でございます。

8ページから13ページにつきましては、多重債務相談窓口と他の相談機関との連携状況をお示ししており、総じて昨年より進展している状況でございます。

続きまして、14ページから16ページにつきましては、消費者庁に御説明をお願いします。

【消費者庁（恵崎）】 消費者庁の恵崎です。14ページからは、多重債務に関する消費生活相談の受付件数等の資料でございます。14ページが年度ごとの件数でございます。2020年度は2万件超の御相談が寄せられております。その前年2019年度と比べますと、およそ1.

5割減少してございます。

15ページに、これを月別に見たデータを掲載してございます。およそ右3分の1が、昨年度2020年度の数字でございますけれども、こちらの動きとしましては、先ほど御説明がございました財務局や地方自治体に寄せられた多重債務に関する相談件数とおおむね同様の動きを見せてございまして、昨年4月、5月あたりで一度減少して、その後、上下してございます。年度末に一度上がるというのは例年見られる傾向でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連する消費生活相談全体では、直近で約10万件の御相談が寄せられておりまして、昨年4月、5月あたりも、2万件前後の消費生活相談が寄せられているところでございますが、こと多重債務に関する御相談については、ほかの窓口と同じような傾向を示しているといったような状況でございました。

次いで16ページでございます。こちらは、直近の傾向ということで、本年4月受付の相談から、事例を掲載しているものでございます。上半分でございますのが、従来から見られる御相談でございまして、複数の借金を抱える方からの債務整理に関する御相談が寄せられていることが見て取れます。下半分が明確に新型コロナウイルス感染症の影響を訴えていらっしゃる御相談でございまして、元々複数の借金を抱えていらっしゃる方が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となって、返済困難に陥ってしまったといった御相談が一定数寄せられてございます。

16ページまでは以上です。

【金融庁（満永）】 続きまして、17ページを御覧頂きたいと思っております。こちらは厚生労働省、警察庁の統計をもとに、多重債務が原因と見られる自殺者数の推移、その割合をお示ししております。直近の2020年は603人、2.9%となっております。直近では若干減少してきております。

18ページは、多重債務が原因と見られる自殺者、直近の603人について、年齢、性別、職業別に整理した表でございます。後ほど御覧頂ければと思います。

19ページに進みたいと思っております。こちらは、裁判所の司法統計による自然人の自己破産件数の推移を示しております。直近の令和2年は7万1,678件となっております。前年から1,500件ほど減少している状況でございます。

続きまして、20ページ、そして21ページでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関における貸付条件の変更などの対応状況でございます。20ページは銀行、21ページは信用金庫、信用組合などにおける状況でございます。いずれの業態にお

きましても、100%近い割合で対応している状況でございます。

続きまして、22ページから、お願いいたします。

【金融庁（岸本）】 金融庁金融会社室長の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。私からは項目8番の様々な形態の取引への対応について御報告申し上げます。なお、この項目につきましては、別途、御手元の資料1-2といたしまして、各種注意喚起等で実際に使用しているリーフレットなどについても、現物をおつけしておりますので、そちらも適宜御参照頂ければと思います。

では、御手元の資料22ページを御覧ください。こちらのページにつきましては、SNS個人間融資に関する悪質な書込みへの対策について記載してございます。この懇談会の中でも既にご紹介しておりますが、ツイッターで個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対しましては、金融庁のアカウントから、このページの下にありますような内容を直接返信することで、個別にも注意喚起をする取組みを一昨年11月から続けております。このページの一番下に実施状況をまとめております。これまで累計で300件を超える数の直接返信を実施しておりまして、その8割以上、9割に近いような数字で、アカウントが削除・凍結されるなどの効果が見られているところでございます。また、注意喚起対象のアカウント情報につきましては、捜査当局に提供するとともに、ツイッター社にも報告を行っております。さらに悪質な書込みを継続しているアカウントに対しましては、再度注意喚起も実施しているところでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。こちらではSNS個人間融資・ファクタリングに関する一般的な注意喚起について記載しております。この左下でございますような各種政府広報の活用ですとか、また、関係機関との連携を通じた注意喚起を推進しているところでございますが、特に給与ファクタリングにつきましては、前回の杉浦構成員からの御指摘も踏まえまして、大学生の皆様にも文部科学省を通じて注意喚起を行っているところでございます。このページの右下でございますけれども、当庁からの要請を受けて、文部科学省から各大学を中心とする教育機関に事務連絡を発出して頂きました。文部科学省の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。また、幾つかの大学では大学のウェブサイトにおいて、こうした注意喚起を行って頂いているところでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。こちらは、いわゆる後払い（ツケ払い）現金化に関する注意喚起の関係でございます。いわゆる後払い現金化につきましては、このところも各種報道などでも取り上げられることが増えてきてございます。対策でございますけれども

も、この4月には日本貸金業協会におきまして、ページの右下にございますような、後払い現金化も含めた悪質な金融業者に注意を促す内容のリーフレットを公表・配布して頂いて、広く一般に注意喚起を行っております。さらに、このページの左下になりますけれども、当庁におきまして、関係省庁等と連携いたしまして、注意喚起チラシ、リーフレットを作成いたしまして、広く一般に注意喚起を行っているところでございます。

この注意喚起をする際にちょっと難しいなと思いましたが、一体どういう呼びかけをすれば一番効果的かといったところでございました。「後払い現金化にご注意」と聞いてピンとくる方というのは、そもそもそうした手口に注意されているというか、引っかけにくくとも考えられまして、そうした言葉以外でどういうふうに注意喚起ができるのかということを検討いたしました。こちらのページの左下を見て頂ければと思いますけれども、見る人が何に気をつければ良いのかがぱっと分かるように、「今すぐ現金」ですとか「手軽に現金」にご注意、「即日現金化」、「ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック」とか、そういったような甘い言葉に御注意くださいという形で、具体的に注意すべき文言を冒頭に記載するとともに、その後の高額な支払いにより多重債務に陥る危険性があることや、また、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる危険性があることなどの注意喚起を行っております。これらのリーフレットの現物につきましては、先ほど申し上げました資料1-2にございますので、後ほど御覧頂ければと思います。

今回御紹介させて頂いたSNS個人間融資、給与ファクタリング、そして後払い現金化といった、新たな形態の手口の取引につきましては、この懇談会の場でもこれまで構成員の皆様から御指摘頂きましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、これまで借金に無縁の方がやむを得ず手を出してしまうおそれが十分にあり、そうした方々が違法性の高い資金に手を出さないように、緊急に啓蒙することが大事だと考えております。今回、取組を幾つか御紹介させて頂きましたけれども、今後も引き続き、各種取組をしっかりと行っていきたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【消費者庁（恵崎）】 続いて、25ページでございます。消費者庁といたしましては、今御説明がありました金融庁の取組みと連携しまして、いわゆる違法なヤミ金融等に関する注意喚起に関係省庁とも連携して取り組んでいるところでございます。

25ページは、最近の取組みといたしまして、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等の注意喚起についての資料でございます。真ん中にごございますように、今年の1月に2

回目の緊急事態宣言が発令されたことも受けまして、今年の2月から、コロナ禍における消費者被害防止キャンペーンということで、テレビCMや新聞広告等も用いながら、コロナ禍に乗じた詐欺や悪質商法等への注意喚起を行っているところでございます。

また、最近では、右にチラシを載せてございますが、いわゆるワクチン詐欺に関する注意喚起に取り組んでいるところでございまして、右下に掲載していますような政府広報のテレビCMなども用いながら、ワクチン詐欺に御注意頂きたいというような注意喚起等に取り組んでいるところでございます。

25ページは以上です。

【金融庁（山下）】 続きまして、26ページ、27ページでございまして、金融庁銀行一課でございまして、よろしくお願いたします。

銀行カードローンの関係でございまして、まず、26ページ、赤線が銀行によるカードローン等貸付けの推移でございまして、比較として、貸金業者の消費者向け貸付けを青線で表してございまして、直近2020年度では銀行カードローンの貸付残高は約5兆円ということで、2017年度以降の減少傾向が継続しているという状況でございまして。

また、貸金業者の数字につきましては、例年秋頃取りまとめでございまして、2020年度の数字は次回御報告させていただきますけれども、取り急ぎ大手の貸金業者の状況を個別に聞いておりますところでは、足元はやや減少傾向ではないかというふうに聞いているところでございまして。

続きまして、27ページでございまして、こちらはカードローンに対して保証を行っております貸金業者が代位弁済によって取得した求償権の残高の動向でございまして、こちらは、これまで増加傾向が続いておりましたけれども、直近の2020年度末につきましては、御覧のとおり、対前年度で減少に転じたという動きの変化がある状況でございまして。

私からは以上でございまして。

【消費者庁（恵崎）】 続きまして、28ページを消費者庁から御説明いたします。5月14日から20日まで、ギャンブル等依存症問題啓発週間ということでございまして、毎年のお取り組みでございまして、消費者庁におきましては、消費者庁ウェブサイトやツイッター等を用いまして、こちら資料真ん中及び右にございまして、啓発用資料を準備いたしまして、配信・周知をしているところでございまして。

【金融庁（満永）】 続きまして、29ページは金融庁における取り組みでございまして、今年度のギャンブル依存症問題啓発週間におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を

踏まえまして、従来の街頭活動に代えて、ツイッターを用いた啓発活動に取り組んでおります。

資料1は以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、警察庁から御報告をお願いいたします。

【警察庁（山口）】 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の山口と申します。私から、ヤミ金融事犯の検挙状況について、資料2に基づいて御説明いたします。

まず、1の検挙状況の推移についてです。注釈にも記載しておりますけれども、無登録・高金利事犯とは、貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等禁止違反のことでありまして、これをヤミ金融業者本体を検挙した事件数としております。また、ヤミ金融関連事犯とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等のことでありまして、例えば口座の不正入手あるいは不正譲渡、レンタル携帯電話事業者による本人確認を行わない貸与など、いわゆるヤミ金融業者の犯行を助長する行為を検挙した事件数となっております。

このグラフからも分かりますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数は、少しずつ減少傾向にございます。昨年は106事件でございました。また、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数についても486事件と、平成29年をピークに減少傾向にあります。

次に、2の主な検挙事例でございます。前回の懇談会以降、全国警察において検挙いたしましたヤミ金融事犯のうち主な事例について御説明いたします。

まず、給与ファクタリングによる貸金業法違反等事件でございます。この事例は、無登録で貸金業を営む男らが、ホームページ上に給料債権の買取りを謳う広告を掲載して顧客を募り、融資を申し込んできた顧客に対して、法定利息の約14倍から約31倍で金銭を貸し付け、返済金は業者の口座に振り込ませる方法によって、元利金合計約64億円を受領していたものです。令和3年1月に、経営者と従業員を貸金業法違反等で検挙しております。

続きまして、2番目でございますけれども、フリーマーケットアプリを利用した出資法違反事件でございます。この事例は、無職の男が令和2年1月、メルカリを利用したショッピング枠の現金化を謳い、フリマアプリにおいて、商品の売買を偽装して、金銭の借入目的で商品の購入を申し込んできた顧客に対して、現金を振込送金する方法によって、実質的に金銭の貸付けを行ったものであります。また、携帯電話キャリア決済枠等で支払いを受けたも

のであります。令和3年3月に、この男を出資法違反で検挙しています。

検挙事例の最後でございますが、性行為を貸付条件にした貸金業法違反事件を紹介いたします。この事例は、無職の男が貸金業の登録を受けずに、SNSで「ひ〇とき融資」、「ひととき融資、女性限定」などと性交渉を条件に融資するという旨の投稿を行い、融資を申し込んできた女性に対して、性交渉後に現金を貸し付けたものであります。令和3年3月に、この男を貸金業法違反で検挙しています。

次に、3であります。携帯電話対策の状況についてです。ヤミ金融業者にとっては、携帯電話は重要な犯行ツールであります。事件検挙と併せて、これを無力化する対策を進めております。

その取組状況を表にしたものでございます。(1) 契約者確認の求めについては、ヤミ金融事犯などに使用された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯音声通信事業者に対して、契約名義人の本人確認を求めるものです。本人確認が取れなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用を停止することができるということになっております。

続きまして、(2) レンタル携帯電話の解約要請でございます。ヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル携帯電話であると判明した場合には、レンタル携帯電話事業者に解約を依頼するものでございます。

(3) 役務提供拒否に関する情報提供につきましても、レンタル携帯電話事業者によるレンタル携帯電話の貸与時の本人確認義務違反が認められた携帯電話回線について、携帯音声通信事業者に対し情報提供を行い、事業者が、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき強制解約を行うものであります。

それぞれの件数は記載のとおりでございますが、相談件数は減少傾向にあり、いずれの対策も年々減少傾向にあるという状況でございます。

他方、ヤミ金融業者にとって、携帯電話は重要な犯行ツールでありますので、法で定められた本人確認をしない悪質なレンタル携帯電話事業者等を積極的に検挙するとともに、これらの対策も引き続き推進してまいりたいと考えております。

最後に、4の金融機関への情報提供の状況についてであります。ヤミ金融業者にとって預貯金口座は、携帯電話と同じく重要な犯行ツールであります。様々な方法で、他人名義の口座を手に入れ、犯罪に利用しているため、ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座については、金融機関への情報提供を行い、金融機関において口座凍結がなされるということになります。

説明は以上でございますが、ヤミ金融事犯に関しては、ヤミ金融業者側も警察に捕まらないようにと様々な手段を講じてきているというのが実態であります。一例を挙げますと、最近、インターネット上では、先ほどからお話が出ていますが、「お支払いは後払いオーケー、キャッシュバックで即現金化」などと広告を出し、商品売買等を仮装して金銭の貸付けを行っている業者が見受けられるところであります。こうした手口のヤミ金融につきましても、先月末に、千葉県警察において、貸金業法違反等で検挙したところであります。

警察といたしましては、このように巧妙な偽装工作を講じるヤミ金融業者についても、関係機関等と連携をしながら、法と証拠に基づき適切に取締りを推進してまいりたいと考えております。引き続き、御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

【厚生労働省（余語）】 厚生労働省生活困窮者自立支援室の余語でございます。私からは、生活困窮者自立支援制度の動向ということで、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活に困られている方への支援策、それから生活困窮者自立支援制度全体についての資料を提供させて頂いております。

1 ページを御覧頂きたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、生活に困られている方に対する特例貸付の実施ということでございまして、もともと社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度という、低所得世帯向けの貸付制度を行ってございましたけれども、今回この特例を行っております。緊急小口資金、総合支援資金という2種類の資金種類でございます。緊急小口資金というのは、一時的な資金が必要な方に対する貸付けでございます。また、総合支援資金につきましては、一定期間、3か月間の生活費をお貸しするという制度になっております。もともと低所得世帯を対象としている制度でございますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、収入が減少している世帯ということで、低所得世帯に限らず幅広く御利用頂けるようにしてございます。

現在、8月末までの申請期限を設けてございまして、緊急小口資金それから3か月の生活費をお貸しする総合支援資金、また、これらを1回借り終わった方に対する再貸付という形で、対応させて頂いております。

また、1 ページの一番下でございますけれども、これらの貸付けにつきましては、償還時に

なお所得の減少が続く住民税非課税世帯につきましては、償還を免除することができるということで、償還するときに、まだやっぱり生活がお困りだという方については、免除ができるような仕組みも設けているところでございます。

2ページでございますけれども、この特例貸付の実績でございます。真ん中の表を御覧頂きたいと思います。申請総数、3つの貸付種類書いてございますが、合わせまして230万件を超える申請がございます。決定総額でいうと、3種類合わせて約9,723億円ということで1兆円に近い数字となっているところでございます。

続きまして、3ページを御覧頂きたいと思います。こちら、もともと住居確保給付金という、離職をされた困窮世帯の方に対して、求職活動中の家賃の補助をする制度でございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、支給対象者でございますが、昨年4月20日に省令を改正し、離職している方だけではなくて、仕事を持っていてもその収入が減ったような方、こういった方も対象にできるようにしてございます。

また、下の方の吹き出しの赤字のところでございますけれども、令和3年9月末までの申請につきまして、特例として、1回この支給の給付が終わった方に対しても再支給ということとを可能としております。また、職業訓練を受けている方に対しては、雇用施策の中で職業訓練受講給付金が出ますけれども、もともとこの制度、併給はできない形にしておりましたが、今回特例として併給も可能とするというような形で、生活に困られている方の支援を行っているところでございます。

4ページでございます。住居確保給付金の決定件数の推移ということで、令和2年度、また、直近3年4月まで含めて、14万件の方が御利用されているということでございます。この制度、令和元年度でいいますと約4千件ということで、令和2年度以降、非常に増加をしている状況であるということでございます。

5ページをお開き頂きたいと思います。もう御存知かと思いますが、平成27年度から生活困窮者自立支援制度という形で、生活に困られている方の支援を行っているところでございます。

制度全体の概要図になりますけれども、まず、入り口で包括的な相談支援ということで、自立相談支援事業をやっております。各市、それから郡部については、各都道府県が直接ということになりますけれども、必ず必須の事業としてやっておりまして、ここで相談を受けて、それぞれの困られている方の状況に応じた各取組みを、いろいろな関係機関と連携をしながら行っているというものでございます。

6 ページでございますけれども、入り口の自立相談支援事業の相談件数の実績でございます。四角の表の赤囲みのところが令和元年度の実績になりますけれども、新規相談受付件数が約25万件。また、表の下の令和2年度の速報値ということになりますけれども、令和2年度を見ますと新規相談受付件数66万2千件ということで、令和元年度に比べると2.7倍増加をしている状況です。これは、先ほど説明しました特例の様々な制度を御利用される方が、まず、こちらの相談窓口に来られているという状況もございます。

それから、具体的にどう支援していくかというプランを作成している件数ですが、令和元年度約8万件のところ、令和2年度速報値で申しますと、プラン作成数約11万件ということで1.4倍に増加をしているという状況でございます。

それから7ページでございます。相談を受けて各支援を行っているところでございますが、その中で、家計について、その世帯の収支について課題のある方に対して、生活全体の見直しをしていきたいと思いますという支援をする事業でございますが、こちら任意事業になっておまして、令和2年度は562自治体、実施率62%ということで、実施をする自治体が徐々に増加をしてきている状況ということでございます。

この中で、多重債務との関係で申し上げますと、8ページになります。図2を御覧頂きたいと思いますが、家計全体、いろいろ話を聞く中で、債務等があった場合には、例えば2番でございますけれども、多重債務や消費生活相談事業など、既存のいろいろな専門の関係機関と連携をして、そういった改善に努めているという状況でございます。

私からの説明は以上となります。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、これまでの御報告を踏まえまして、議事次第4の意見交換に入りたいと思います。

本日御出席の今井構成員、辻構成員、新里構成員、野崎構成員から、それぞれ資料を御提供頂いておりますので、まず、これを御紹介頂きたいと思います。恐縮ですが、時間の都合上、1人5分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず、今井構成員、よろしくお願いいたします。

【今井構成員】 貸金業協会の今井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして、当協会の活動につきまして、説明させていただきます。

まず、相談・苦情及び紛争解決件数の令和2年度の受付分類状況は、資料2ページから5ページに記載のとおりでございます。相談件数につきましては、前年度比減少傾向となっております。

おります。詳細は後ほど御覧頂きたいと存じます。

6ページは、新型コロナウイルス感染症関連の相談受付状況であります。令和2年2月から令和3年3月までの件数は574件となっております。昨年の4、5月がピークでして、その後減少に転じ、11月より、再度、増加傾向となっております。詳細については、後ほど御覧頂きたいと存じます。

7ページから9ページは、貸付自粛制度についてまとめております。一昨年の3月29日より、全国銀行協会様と連携して行っており、また、昨年4月からはウェブでの受付を開始いたしました。

内容を見ますと、7ページの2の(1)の相談・問合せの件数でございますが、マイナス35.1%となっております、これはウェブでの申請の浸透が問合せ件数の減少をもたらしたものと考えております。その下の(2)の個人情報情報機関への登録件数は、マイナス6.9%の減少となっております。

8ページは、令和2年4月から開始した、Web申告受付による変化をお示ししております。登録の61.9%がウェブからの申告となり、業務の効率化が図られるとともに、非対面ということで、新型コロナウイルス感染症予防対策の効果もあったものと考えております。

9ページの(4)は、貸付自粛登録のギャンブルを理由とする件数であります。令和2年は、登録数2,150件のうち900件、41.9%がギャンブルを理由とする件数であります。その下の(5)は、ギャンブル等登録の内訳でございます。後ほど御覧頂きたいと存じます。

次に、10ページは当協会独自で推進している生活再建支援カウンセリングについての受付状況であります。こちらも時間の都合上、後ほど御覧頂きたいと存じます。

次に、11ページでございます。金融経済教育活動についてであります。資料では、各活動を具体的に記載しておりまして、リーフレット等の作成・配布では、金融トラブル回避についての若年者向けDVDを作成、配布いたしました。また、ヤミ金融被害防止リーフレットの作成に当たっては、最近話題の後払い現金化や、個人間融資などについて、金融庁、警察庁の御協力を頂き、各関係行政庁等に配布いたしております。

資料最後のほうに、その資料を添付しておりますので、後ほど御覧頂きたいと思っております。

次に、出前講座につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の中でしたが、オンラインなどを活用し、大学、若年層向け、あるいは一般消費者及び高齢者向けの講座を行っております。

12ページは、本年度の重要施策をお示ししておりますので、後ほど御覧頂きたいと思いま

す。

今後も状況を見ながら、引き続き、オンラインによる講座など、効果的に利用し、積極的に推進していきたいと思っております。これからも、相談・苦情や、自粛制度の取組強化を図るとともに、金融経済教育についても一層推進してまいる所存であります。皆様の御協力、御指導を引き続きよろしくお願い申し上げます。

日本貸金業協会からは以上でございます。

【山本座長】 今井構成員、ありがとうございました。

続きまして、辻構成員、よろしくお願いいいたします。

【辻構成員】 全銀協の辻です。それでは、説明させていただきます。

資料をめくって頂きまして、右下にページが振ってございますけれども、2ページの銀行カードローン残高の推移を御覧ください。図1の右側に令和3年の数字を掲載させて頂いております。一番右側になりますけれども、前年同月比、全国銀行で9.8%減、以下、それぞれの業態で10%近くの減という数字となっております。

1ページめくって頂きます。次に、カードローン専用相談窓口における相談等受付状況でございます。こちらは、上の四角書きの2つ目の矢羽根に記載してございますけれども、令和2年度の受付相談等件数は74件ということでございます。元年度は71件でございますので、それほど数字は増えていないということでございます。なお、図2に、平成29年10月に設置して以来の累計の数字を記載させて頂いております。相談等の内容別に、返済困難から始まりまして、その他まで合計284件ということでございます。

なお、図3は、私ども全銀協の相談室に寄せられた主な相談・カウンセリング事例でございます。「銀行カードローンの利用限度額を引き上げたい。当該行に相談したが断られた。どうすればよいかという」などの事例を以下、記載をさせて頂いております。

続きまして、4ページ目になります。多重債務防止の啓発に関する取組でございますけれども、まず、ギャンブル等依存症対策といたしましては、貸付自粛制度の周知等を実施してございます。具体的には、矢羽根の2つ目に記載させて頂きましたけれども、放送終了後のテレビ番組をインターネットで視聴できるサービス、いわゆる見逃し配信等で配信させて頂いている状況でございます。なお、図4でございまして、上の2段は従前のものでございまして、下の2段は貸付自粛制度につきまして、新たに作成したものでございます。また、若年層の方が御覧になりやすいように、スマホでも見られるようにしてございます。

続きまして、5 ページ目になります。こちらは、ローン・クレジットを正しく利用して頂くための啓発・広報活動ということで、先ほど、日本貸金業協会さんから話がありましたけれども、消費者信用関係4団体で共同キャンペーンを11月に実施する予定でございます。図5の左側が電車内のステッカー、右側が啓発動画という形になっております。下のところ、実施内容でございますけれども、電車内ステッカー等は、全国の主要鉄道路線で車内ステッカーを広告する予定でございます。

続きまして、6 ページでございます。多重債務問題につきましては、金融経済教育が非常に重要であるとの指摘も、委員の皆さんから頂いておりますので、継続的に取り組んでいるところでございます。具体的には、家計管理と生活設計に関するリテラシーの向上を基本とすることといたしまして、金融経済教育に取り組んでいるところでございます。

1つの例といたしまして、どこでも出張講座でございますけれども、これは中学生や高校生の学校向けに無償で講師を派遣しているということでございます。令和2年度は、コロナの影響もございまして、非対面のオンライン講座を中心に69件、5,640名ほどを対象に実施したということでありませう。

それぞれの学校向け実施テーマは図6の4つでございます、それぞれ多重債務問題につきましても、その内容としてお話をさせて頂いているところでございます。

続きまして、7 ページを御覧頂きます。こちら、学校教育現場等の現場で活用できる各種の教材ですとか動画を作成して、無償で提供しているものでございます。具体的には、図7の「生活設計・マネープランゲーム」から、一番右下の授業プログラム「多重債務」、ドラマ仕立ての動画を見て頂いて、その内容を学んで頂くという内容のものまでございます。

続きまして、8 ページ目です。こちらは特に若年層向けの施策でございます。実際に若年層向けのクイズアプリ、図8の左側でございますけれども、こういったものを提供させて頂いております。皆さん、若年層の方々はスマホを見る時代ですので、こういったもので、クイズアプリ形式で御覧頂くというものでございます。

それから、最後のページになりますけれども、9 ページ、その他若年層向けの施策ということで、令和2年度は金融リテラシー向上の観点から、図9のとおり期間限定の特別サイトを設置させて頂いております。こういった形で、特に若い方々にも訴求を図っているということでございます。

私からは、説明以上でございます。

【山本座長】 辻構成員、ありがとうございました。

続きまして、新里構成員、お願いいたします。

【新里構成員】 弁護士の新里でございます。本日、弁護士の立場としてもヤミ金の問題、特に最近新しく問題になっています後払い現金化等の問題につきまして、金融庁、それから警察庁と共に取組みを進めて頂いていることは感謝申し上げます。自分としてもこの問題、きちっと取り組んでいきたいと思っております。

では、私の資料1を見て頂きますと、ずっと報告させて頂いております個人の自己破産の件数の推移でございます。令和2年では7万1千件ということで、前年比98%程度でございます。今年になってどうなっているのかというと、全体的にはまだ昨年度まで行ってないんですけども、どうも3月の時点で少し前年に近くなってきていますので、この部分は注視していかなければいけないのかと思います。

それから次、資料2を見て頂きますと、これは個人再生でございますけれども、個人再生につきましては前年に比べまして減っていて、今年度も減っているという状況で、その意味では、収入が安定しないことから個人再生に行かない傾向があるのかと思っておりました。

それから、その意味では、統計的なデータとして、多重債務者の指針としての破産、それから個人再生については減少・横ばい傾向。国等の取組、特に今報告されております社会福祉協議会の融資制度が9千億ぐらいまで出ているということが、セーフティーネットとして一定機能しているんだと。そういう意味では、厚労省の取組みについても大変評価したいと思っております。

ただ、今後、取組みによっては、多重債務問題が再燃しかねないのかなという危惧を持っているところでございます。昨年の12月1日から自然災害ガイドラインの、新型コロナウイルス感染症の特則ができて、12月1日から適用が開始されているわけですけども、登録専門家への付託件数は5月21日時点で906件となっております。一定程度、この問題について、新しいガイドラインが受皿になり得るのではないかと考えております。これがさらに、皆さんにとって使い勝手のいいものになってほしいなという思いでございます。

その中で、数点、懸念されたことがございますので、御指摘させて頂きたいと思っております。1つはゼロ弁済とって、いわゆる資産・収入がないものですから、いわゆるゼロの弁済事案について、弁済をしない形での提案につきまして、債権者から一部異議が出てきたということもあって、これについては4月20日の衆議院法務委員会での金融庁の答弁で、個別事案の中ではゼロ弁済もあり得るということをきちんと答弁して頂いて、一定、ゼロ弁済拒否と

いうところが広がらないという格好になっています。これについても、金融庁さんが適切に対応して頂いたことを大変感謝しております。ただ、現状どうなっているのかということと、今、私は東日本大震災の、仙台でございますので、災害の貸付け、東日本の貸付けのところについて、この対象に入るかどうかということについて、まだ決まっていないと言われておりまして、例えば、社会福祉協議会の貸付制度については対象に入るとか、奨学金についても対象に入るとかという中で、この問題、被災地の支援ということも含めて、対象に入るような格好で、検討できないのかなと思っているところでございます。それは、今日ここで結果が出るとか、結論を出せということではありませんけれども、他省庁とも協議されて、金融庁としても取組みを強化して頂ければと思っております。

それから今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていますので、この対象が昨年の10月30日ですか、までになっているところですが、対象を広げることにこれでもいいんだろうかということは、今後やっぱり、大変な議論をしなければならない課題かと思っております。

それから、弁護士会の取組みからしますと、今年の2月25日に、全国の弁護士会で新型コロナウイルス感染症のホットラインを実施させて頂きました。1日だけでしたけれども、809件という、弁護士会のホットラインにしては大変多くの御相談を寄せられて、その3割は借金の問題であった。それから、その中で、新型コロナウイルス感染症のガイドライン適用の問題も出てきているということでございます。

それから、5月から8月末まで、全弁護士会で、ひまわりお悩み110番という格好で取組みもさせて頂いて、これは、多重債務に特化したものではありませんけれども、ここも利用して頂ければと思っております。

それから、先ほど、厚労省から困窮者の自立支援の格好でのお話があって、これも非常に頑張っているなと思っておりますけれども、7月1日から生活困窮者の給付金制度ができるということも聞いておりまして、可能なところで御説明頂ければと、少し現場の中で、200万円の限度まで借入れをしないと給付が出ないというような格好で、少し現場の中で対応が非常に、どうしたらいいかということもあるようですので、何か、当面のことですので、可能な範囲で結構でございますので、お話し頂ければと思います。

以上でございます。

【山本座長】 新里構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、野崎構成員、お願いいたします。

【野崎構成員】 お願いいたします。当方の資料、野崎の提出分でございますが、日本司法書士会連合会、日司連の多重債務問題対策委員会の委員が日常的に感じております問題点に対する意見を取りまとめたものでございます。

まず、1につきまして、今、新里先生からもありましたが、緊急小口の貸付け、生活に困った資金需要者にとっては非常に助けになっているものだと思っておりますが、融資に当たって、各家庭の状況の把握がどれぐらいできているのかなというところが若干疑問であるという意見でございます。少なくとも、ほかの借入状況の聞き取りは行っておられるものとは思いますが、生活立て直しが必要という状況であれば、私どもとか弁護士会さんなど専門機関につないで頂くということを積極的に行って頂きたいというものであります。昨年、破産件数も若干減少はしておりますが、給付金とか社協の貸付けもありますので、一時的にしのいでおられるという可能性もありますし、特に個人事業者は、融資条件の緩和で、今はいいんですけども、今後相当苦しくなってくる人も多いただろうと思っておりますので、当然、司法書士会としまして、総合相談センター等の窓口の用意はしております。積極的に御活用頂きたいと思っておりますのでございます。

それから、2の記載につきましては、もう以前からずっと、私の前の担当者、その前からずっと言っているところだろうと思っておりますが、特に時効期間経過後の債権を利用した請求の問題であるとか、任意整理に対する、私どもが問題であるとする業者側の対応について、そういうところについて、るる書いているところでございます。内容については、お読み頂ければと思いますが、いずれの問題に対しても必要に応じた法改正とか事業ガイドラインの制定、改定等や、多重債務問題改善プログラムの趣旨に基づいた業務の適正化等を図って頂けるような指導を求めるといった意見となっておりますので、各省におかれましても、よろしく願いますというところでございます。

以上でございます。

【山本座長】 野崎構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告なども踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じますが、今回もリモート方式での開催でありますので、まずは御意見の有無について、順にお伺いいたしますので、お時間の都合上、恐縮ですけども、お1人3分程度でお願いできればと思います。なお、御発言頂く際には、お名前を名乗って頂いた上で、御発言を頂ければと思いますので、よろしく願います。

それでは、まず、重川構成員、お願いできますでしょうか。

【重川構成員】 埼玉大学の重川です。よろしくお願ひいたします。

コロナ禍で大変な状況が続いていますけれども、相談窓口を拡充してきたことや、社会福祉協議会の資金貸付け、あるいは各種の給付金など、現時点では、複数借入れのある方のニーズについて、まだ少なくはない状況ですけれども、増加につながっていないのは、これまでの取組みの成果と思われまふ。

私も、セーフティーネット貸付けを行っている相談機関の方に状況を伺ったのですけれども、一定の債務整理のニーズはあるものの、社協の貸付けなどもあるためか、昨年度は相談件数が減ったということをお伺ひしています。先ほど野崎構成員が御指摘をされたように、家計の見直し、セーフティーネット貸付けのところは、かなり丁寧ないろいろ相談に乗っているようですので、家計の見直しの機会を逸したというような側面もあるのではないかと思われまふ。

相談者の中には、依然収入増加が見込めず、家計改善が難しい方も少なくないとのことですので、今後、返済や、あるいは償還免除時の対応、あるいは様々な相談窓口などを通じて、ほかの制度の紹介などが重要になってくると思ひまふ。

あと1点、借入れの中で住宅ローンに関するお願ひです。住宅支援機構の住宅ローン利用者への調査を見ても、住宅ローンの商品特性や金利リスクについて全く理解をしていないという方が2、3%程度、あと、よく理解をしてないと回答する方も1割程度になります。民間の調査によると、少ない頭金で住宅を購入する割合が高くなっているというような調査結果も見られます。住宅ローンは高額で組むことが多く、家計に与える影響が大きく長期にわたります。住宅や土地資産があるので、いざとなったら売却することもできますけれども、価格の変動によっては借入れが残ることになり、その後の家計運営の基盤を悪くすることにもつながります。家計データで見ても、以前に比べると、収入に対する住宅ローン残高の比率が高まるような傾向も見られます。既に金融庁による監督指針の中でも、住宅ローン契約について利用者に金利変動リスクなどについて十分に説明するという内容も含まれているのですけれども、多重債務の予防的な措置としても、今後一層の対応を進めて頂ければと思ひまふ。

以上です。ありがとうございました。

【山本座長】 重川構成員、ありがとうございました。

続きまして、杉浦構成員、お願ひできますでしょうか。

【杉浦構成員】 ありがとうございます。まず、金融庁側からのプレゼンテーションにあ

りましたが、大学側に対しての、大学生の給与ファクタリング等々への注意喚起の件、大変ありがとうございました。実際、勤務校だけではなくて複数の大学の学生から直接私のほうにも、実はこういうことだったんですねという内容のメール等がございまして、非常に効果的だったのではないかなと思います。

その上でですが、最近、少し変わったことがあったのは、こういった給与ファクタリングをやっているような業者さんのほうが、逆に私のほうに、どうすれば合法的にできるんですかと言ってくるようになってきて、これはなかなか素直に答えていいものでもなく、基本原則としては、金融庁からの様々な資料等に基づいた回答はしているわけですが、ただ反面、借入れするチャンスがなくなっている昨今の中で、こういった業者が貸金業法にしっかり乗った形で業務を行っていくということがあるとするなら、これは逆に新しい借入れの手段を増やしていくという、新しいスタイルにつながるかもしれません。

しかし、反面、今日、日経新聞にも取り上げられましたが、昨今、ディーファイ (Defi) という、新しい分散型金融の仕組みが登場してきていて、これは既に日本の中でも出てきており、分散型が徹底しているがために、誰が主体で借し借りをしているのか、そういったことが非常に分かりにくくて、かつ、仮想通貨であるがために、貸金業法だとか資金決済法だとか、そういった法律に抵触するのかわからないのか非常に解釈的に難しいものが登場してきています。現在、それでも既に貸付けを行っている業者があることを散見されていまして、最終的にはそれが給与ファクタリングに次ぐ、別のパターンの怪しげな融資につながらないのかということに関しては、広く懸念を持っています。ヨーロッパでは、一般的にそういったものが出てくると、まずは最初に疑ってからのというのが一般的な考え方けれども、日本はフィンテック重視との兼ね合いから、金融庁側も、まずそういったテクノロジーを、最初から否定的には受け止めない、それはそれでもよいわけですけれども、既に一部では被害等々も出てきているやに聞いておりまして、警察庁も含めて、早急にこの問題についても注視をして頂ければと思いました。

以上でございます。

【山本座長】 杉浦構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹島構成員、お願いいたします。

【竹島構成員】 竹島でございます。川崎市では人口動態統計の自殺者数が警察統計の自殺者数を上回っている要因や、川崎市の行政区別の自殺死亡率の差異の要因など、人口動態や警察統計の詳細分析を行ってきました。また、自殺未遂については、救急搬送と三次救急

医療機関のデータをリンクして分析するなど、自治体として自殺の実態分析に積極的に取り組んできました。恐らく全国の自治体でもトップレベルの取組みを進めてきたと思います。

しかし、コロナ禍で自殺死亡が増加する中、より具体的な対策を構築していくには、自殺事例の分析は欠くことができません。実際、今日の会議でお示し頂いた統計を見ても、具体的な対策のイメージはなかなか湧いてきません。2017年の自殺総合対策大綱の見直しにより、大綱の記載から心理学的剖検の手法を用いた遺族等の面接調査の実施がなくなりましたが、これは自殺の実態把握と自殺対策発展の阻害要因になっていると思われます。国における自殺の心理学的剖検研究の再開の検討と、自治体や自治体の連携による心理学的剖検を含む自殺の事例分析を進めることの支援をお願いいたします。

川崎市に限らず、全国に共有する課題と考えて発言させて頂きました。厚労省自殺対策推進室の御意見を頂けると幸いです。

以上です。

【山本座長】 竹島構成員、ありがとうございました。

続きまして、村上構成員、お願いできますか。

【村上構成員】 グリーンコープの村上です。よろしく願いいたします。私からは、グリーンコープのエリアで行っている生活再生、特に先ほど厚労省から御案内がありました家計改善支援事業を通した今後の課題等について、お話をさせて頂ければと思っています。

生活再生相談、この中で貸付け事業をやっているんですが、先ほどお話がありましたようにセーフティーネットの貸付けは一昨年、新型コロナウイルス感染症発生前から相当に減少し、新型コロナウイルス感染症対策の総合支援資金等関係で、生活を維持されているというふうな見立てを立てているところです。

それと家計の支援については、神戸市から鹿児島まで人口ベースで約750万人のエリアを担当させて頂いています。昨年令和2年度の実績が、新規の支援数が7,900件を超えていました。これは前年ベースで約88%の増加になります。その中で、自立相談支援事業所で受け取って、グリーンコープの家計につながった割合は約8割になっています。

ただ、今年4月に入りまして、自立相談支援事業所の受付件数がまだ非常に多いということもあって、家計につながりづらい状況になりつつあるというのが、今の概況です。

それと、家計の新規支援数7,900件の中で、今日の議題の中で随分話題になっていました新型コロナウイルス感染症関係の総合支援資金関係の相談が非常に多く、1件1件丁寧に、

家計の見える化、家計収支を見させて頂いているんですけども、実際に助けが必要な方については、5万、10万円の、収支としては赤字なんです。したがって、総合支援資金、要するに新型コロナウイルス感染症が収束してから、最大で200万円ともなるお金、とても効果的に使われていると思うんですけども、いざ弁済が開始されるとなった場合に、200万円でしたら、5年だったら大体3万3,333円、10年でしたら1万6,666円を弁済していくということになっていきます。したがって、新型コロナウイルス感染症前の状態に収入が戻ったとしても、弁済が、償還が始まると、1万円から3万円程度の支出が大きくなって、家計収支については非常に難しい状況になる人たちが増えていくんだらうなという印象を、私も面談、年間100件、200件ぐらい新規受けますけれども、見ています。したがって、このままの状況であれば、今日の話にもなっていますように、債務超過に陥る人たちというのは随分と増えていくのではなかろうかと。そういった中で、弁護士さん、司法書士さんにしっかりと早期につないで、今後の生活、暮らしの見通しを立てるような債務整理の仕方だったり、プラスの立て直しをやっていくような手順になるのではなかろうかと思っています。そういった中で、債務整理をすると同時に、信用情報がなくなってしまう方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、その後の生活再建に必要なセーフティーネットの貸付けがここに入っていないと、安全に生活再生に結びつくような支援は非常に出来づらいと考えています。したがって、新型コロナウイルス感染症収束後の法律相談後のセーフティーネット貸付けの環境整備だったり、あと弁護士さん、司法書士さん、あと家計改善だったり、様々な相談事業所との連携を、いま一度密に、そして早めに連携を、相談の現場と連携が進んでいくように、グリーンコープエリア内の事業者には、今徹底をしているところでございます。したがって、全国のところにも、そのような早期の連携体制を取ればと願っております。

以上でございます。

【山本座長】 村上構成員、ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、渡邊構成員、お願いいたします。

【渡邊構成員】 全相協の渡邊です。よろしくお願いたします。当協会では、週末に直接に消費生活相談を受けておりますが、2020年度の週末相談の傾向を見てみますと、融資関連では、ヤミ金業者に対して、いわゆる押し貸しをされたとか、それから勤務先まで取立てが来るとか、ヤミ金から勧誘がしつこいとかというような相談が結構増えておりました。今まで、融資に関して、ないわけではないですけども、近年こんなにヤミ金という言葉が目立った年があったかと思うばかりでした。そのことは非常に気になりまして、やはり生活

が苦しくて、消費者金融からもなかなか融資が受けられないという人も多いのかと思っております。

生活関連支援という面に関しましては、コロナ禍の当初では比較的、どこにどうやってお金を借りたらいいのか分からないというような相談も結構ありましたが、今は、セーフティーネットが整ったせいか、相談そのものがほとんど入ってこないという状況ではあります。

そのほかは投資なども、相変わらずFX、暗号資産投資でお金を使ってしまって、多重債務に陥ったという相談が増えています。

この3月に改めて、コロナ禍における消費生活相談を1か月間、中心行的に行ったのですが、けれども、その中では、やはり仕事で、家賃が払えないとか、それから結婚式場の解約とかというような、コロナ禍での事業者の対応に関する相談が、やはり消費生活相談ですので、多かったです。あと、どうしても家に閉じ籠もっているという状況ですので、子供のオンラインゲームの高額課金というのが非常に目立ちました。直接、多重債務との関連ではないですけれども、小さい子供が何十万円あるいは何百万円という課金をしてしまう。家計管理の問題がもちろん大きいですが、経済的な観念の問題とか非常に心配になるところでございました。

そのほか情報商材とか投資とか、それからフリマサイトに関する相談など、決済手段の多様化も含めて、デジタル化の拡大に伴う相談が多く、高齢者、若年者を問わず増大しています。これに対しては、やはり消費者はデバイスを使うようになったとはいえ、まだまだよく使いこなせていない状況ですので、事業者からの適切な情報発信が求められると思っています。やはり、消費者のインターネットリテラシーの向上、啓発、それから現金取引に触れることが少なくなった子供たちの健全な金銭感覚を植え付けてもらうための教育というのも、ますます重要になるのではないかなと改めて感じています。よろしくをお願いします。

【山本座長】 ありがとうございました。

以上で一通り各構成員から御意見は頂戴できたかと思っておりますけれども、他の構成員等の御意見も踏まえて、何か追加で御発言があります方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。それでは、特段他に御発言はないようですが、構成員から幾つか、新里構成員、あるいは竹島構成員からでしたか、省庁に御質問の事項もあったように思いますが、事務局で、現段階で、本日お答え頂ける部分がもしあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。金融庁からお願いできますか。田辺さんですか。

【金融庁（田辺）】 ありがとうございます。金融庁監督局総務課監督調査室長の田辺で

ございます。新里先生より御発言がありました自然災害債務整理ガイドラインの特則について、発言させていただきます。

本特則は、昨年12月1日に適用が開始されまして、ガイドライン運営機関や金融団体、登録支援専門家等の関係機関が連携して、新型コロナウイルス感染症の影響によって債務の返済が困難となり、法的整理の要件に該当する個人債務者の方の支援に御尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

この特則の活用状況につきましては、先生も先ほど数字で御紹介頂きましたけれども、令和3年3月末時点におきまして、登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数が676件、このうち手続中の件数が558件となっております。その後も支援を必要とする個人債務者の方々に、この制度が積極的に活用されているものと承知しております。なお、運営機関の情報によりますと、現時点ではまだ非公表の情報ではございますけど、1,000件を超えていると聞いております。

また、本特則の運用に関しましては、金融庁としても、昨年12月8日に、大臣の名前で金融機関に対して、特則の積極的な周知や丁寧な相談対応、特則の運用に際して、自由財産の拡張や整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可能な限り柔軟な支援に努めることを要請してございまして、直近の4月及び5月の金融機関との意見交換会において、この特則の運用に際しては、個人債務者の収入、資産、生活実態、就業の状況等を十分に考慮した弁済額及び自由財産の柔軟な取扱いに努めて頂くことなどを要請してございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法的整理の要件に該当する個人債務者に対する支援が積極的になされるよう、金融機関に対し、ガイドラインによる支援が必要な個人債務者の方への周知やガイドラインの適切、柔軟な対応を促しているところでございます。

現在、沖縄県を除いて緊急事態宣言が解除されまして、また、ワクチン接種についても政府において総力を挙げて取り組んでいる状況でありますけれども、新里先生から頂いた御発言も踏まえまして、今後も引き続きガイドライン運営機関、金融団体、日本弁護士連合会等の関係機関の皆様と連携し、本特則が適切かつ柔軟に運用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【山本座長】 ありがとうございました。

他に御発言ございますでしょうか。お願いします。

【厚生労働省（余語）】 厚生労働省の生活困窮者自立支援室でございます。先ほど、新

里構成員から、7月以降の新たな給付金制度について御質問がございました。これにつきましては、今特例の貸付けの方が最大で200万円まで借り入れることができるという制度になっておりますけれども、それを、そろそろ借り終わる方が出てくる中で、私どもとしては、やっぱりこれ以上債務を増やすことが、今後の生活再建につながるのかという問題意識を持っておりまして、そういった貸付けを終わられた方を対象に、新たな支援金制度を設けようということでございます。

具体的な内容でございますけれども、総合支援資金の再貸付、こちらに着目をいたしまして、こちらを借り終わった方、結果としてそれぞれ限度額まで借りていなくても結構なんです。再貸付を借り終わった方、もしくは再貸付が不承認になったような方、こういった方を対象に、さらにその中で収入要件ですとか資産要件を満たす方について、支援金を給付するという制度でございます。

金額でございますが、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上の世帯で10万円というのを3か月、支給するというので、その3か月の間に、受給される方についてはしっかり求職活動をして頂いて、その後の生活について道筋をつけて頂くというような仕組みになってございます。

この制度ですけれども、自治体の実施主体になるわけでございますが、各自治体で今準備をお願いしているところでございまして、7月1日から一斉スタートというわけには多分なかなかいかないのだろうと思いますが、7月以降、実施できるところから順次実施して頂くという予定にしております。

それから、野崎構成員から、貸付けに当たって、各家庭の状況はどこまで把握できているのかという御指摘がございました。今の、もともと生活福祉資金につきましては、自立相談支援機関という相談窓口で支援を受けながら、貸付けを行うというのが、基本的な仕組みになっているわけでございますけれども、今回の特例貸付については、もともと例年、年間約1万件ぐらいの貸付件数のところに、今200万件以上の貸付けの申込みがあったというような状況もございまして、まずは迅速に、この資金需要に対応するということが主眼になっております。そういう意味では通常のような、きっちり聞き取りをして支援をするというところは不十分な状況になっているというのが、全国的な実態ではなかろうかと思っております。

今後、また償還が始まったり、償還免除の御相談などもありますので、そういった機会を捉えて、きちんとまた、できる限り支援をしていければと思っておりますし、そうした際には、それぞれの地域地域で、様々な関係機関、専門相談の皆様方にも御協力をお願いできれば

ばと思っております。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。お願いします。

【厚生労働省(岡)】 厚生労働省の自殺対策室の岡と申します。竹島構成員から先ほど、自殺対策、特に心理学的剖検について御意見を頂きました。それで、2017年の大綱の見直しで心理学的剖検の記載が落ちたことによって、実態把握と自殺対策の阻害要因になっているのではないかと御意見があったところでございます。竹島構成員には釈迦に説法になってしまうかと思えますけれども、かつて自殺対策はうつ病対策を中心としておりましたが、自殺される方の自殺の要因や背景というのは様々でございますので、その人その人の悩み、あるいは課題に応じた適切な支援先につなぐということで自殺対策を進めてまいりまして、それで2020年には年間2万169人ということで、1978年に自殺統計を取り始めて以来、過去最少となりました。もちろん2万人の方が亡くなっておりますので、非常に深刻な状態がまだ続いているわけですが、一時期3万人を超えていたときと比べますと、自殺対策も一定の効果が出てきていると思っております。

ただ、昨年、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、11年ぶりに前年を上回りまして、2万1,081人の方が亡くなりました。特に、女性それから子供の自殺が非常に増えたということで、我々も非常に深刻に受け止めております。

そういった中で先ほど、冒頭に赤澤副大臣から御挨拶でもございましたように、失業が自殺を増やすということがよく言われておりますけれども、そういったことを防ぐためにもということもありまして、雇用調整助成金による雇用の維持ですとか、あるいは先ほど説明もありました生活困窮者への貸付けなど、いろいろなことをやりまして、もしかするともっと自殺が増えていたかもしれませんけれども、一定の抑止効果はあったのではないかと考えてございます。

また、先般、骨太方針が定められましたけれども、自殺したいと悩んでいる方の相談、SNS相談ですとか電話相談を充実はさせてきているのですけれども、それでもなかなかつながらないということが非常に問題になっております。骨太方針の中では、そういった相談体制をもっと抜本的に拡充すべきということが言われておりまして、今後そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

それから、実態把握につきましても、自殺統計だけではなくて様々な統計あるいはSNS

相談などで寄せられた相談の内容など、いろいろなデータを使った分析、これまでやってなかったような分析を進めております。また、事例の分析も重要だという御指摘でございますけれども、未遂者の方からのお話を聞いて、事例を分析するということも今後力を入れていきたいと考えております。今後とも自殺対策、それから自殺の分析について進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。お願いします。

【金融庁（山下）】 金融庁銀行一課でございますが、先ほど重川先生から住宅ローンの件、御指摘ございましたけれども、こちら御指摘のような利用者の皆様へのリスクをはじめとする十分な説明について、これは金融機関と連携をしながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【竹島構成員】 すみません、1点だけ追加してよろしいでしょうか。

【山本座長】 お願いします。

【竹島構成員】 とても丁寧な御説明ありがとうございました。御存じのとおり、未遂と既遂では、例えば男性が多い、女性が多い、年齢層が異なるなど、既遂の分析と未遂の分析は基本的に性質の違うというところがございます。

それからもう1点は、自殺で御家族を亡くされた親族の方、自死遺族の方たちは、自分たちの経験が将来の自殺予防につながることを熱望されております。その辺りのことも考えて、ぜひまた、心理学的剖検の再開を御検討頂けたらと思っております。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

おおむね予定された時間になっておりますが、よろしければ、本日の意見交換はこの程度にさせて頂ければと思います。

本日の御議論、私がお伺いした限りでは、基本的には昨年12月の会議と大きな状況は同様のものではなかったかと思っております。一方では、統計的に見れば、多重債務の状況、おおむね落ち

着いた状態にあるということなのではないかと思えます。現下の経済状況の中で、このような形になっているというのは、政府をはじめとした様々な施策というのが、一定の効果を上げているということなのかと思われます。

ただ他方では、新型コロナウイルス感染症の状況が長期化しているということがあり、様々な貸付金等の状況が、今後償還が本格化していく中で、多重債務の問題、自殺の問題も含めて、引き続き注視していく必要があるという点においても、委員の皆様の御意見、基本的には同様のものであったかと思えます。

先ほど、金融庁の田辺さん、あるいは新里構成員から御指摘があった、自然災害ガイドラインの新型コロナウイルス感染症特則と言われるものの活用が進められているのは、そういった今後の状況に鑑みますと、私自身は非常に大きな意味があることなのかと思えます。

他方で、新たな生活様式と言われる中で、デジタル化が進む中、また、様々な新たな問題も発生してきているという御指摘も構成員の皆様からあったように思いまして、そういう意味では引き続き、状況を注視しながら、この検討会でも議論を続けていく必要があるということかと思えます。

本日、皆様から頂きました御意見、御指摘等につきましては、ぜひ関係省庁等において政策に活用して頂きたいと思えます。ありがとうございました。

本日の議事は以上としたいと思えますが、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

【金融庁（満永）】 金融庁、満永でございます。

山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。次回の日程につきましては、また別途調整の上、事務局から御連絡させて頂きたいと思えますので、よろしく願いいたします。

事務局は以上でございます。

【山本座長】 それでは、これをもちまして、第17回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させて頂きます。時間を若干超過してしまいましたことをおわび申し上げます。

本日も熱心な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

— 了 —